

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 8 件

中部（愛知）厚生年金 事案 8288

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

A社からC社へ転勤となった際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は昭和63年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものであることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の昭和63年5月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月16日から同年10月1日まで
② 平成3年10月1日から4年2月29日まで

B社に勤務していた途中で、厚生年金保険の適用がA社からB社に切り替わった。同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料も給与から事業主により控除されていた記憶があるので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された預金通帳、B社の社員名簿及び複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間について同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社において経理を担当していた同僚から提出された同社の給料台帳及び当該同僚の証言並びに申立人から提出された預金通帳の当該期間に係る同社からの振込額から判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同様に平成3年9月16日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得としている複数の同僚のうち、前述の同社において経理を担当していた同僚は、「B社が会社設立（昭和63年7月*日）から厚生年金保険

の適用事業所となるまでは、A社において厚生年金保険に加入しており、私が保険料を同社に納めていた。」旨証言していることから、申立人の当該期間に係る被保険者資格はA社において有すべきものである。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の平成3年8月の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年2月29日）の後の同年4月22日付けで、3年10月1日（同社における資格取得日）に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社の事業主及び申立期間当時、同社に勤務していた同僚9人のうち7人についても、申立人と同様に標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該期間のうち一部の期間に係る前述の給料台帳及び預金通帳の振込額から判断すると、申立人は申立期間②において53万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社の事業主は、「当時の資料を処分してしまったが、保険料の滞納はあったと思う。」旨回答している。

なお、B社の商業登記簿によると、申立人は、平成3年8月20日から同社の取締役役に就任していることが確認できるものの、同社の事業主は、「当社は、平成4年4月に2回目の不渡りを出し、事実上倒産した。会社倒産後は弁護士が整理していた。」と回答している上、前述の経理担当者は、「私は、平成4年2月末に退職したが、申立人は、私が退職する1か月ほど前には出勤しなくなっていた。申立人は、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該減額訂正処理に関与していないものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 24 日
② 平成 16 年 7 月 30 日

申立期間に支給された賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主から証言を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年7月30日

申立期間に支給された賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主から証言を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

私は、昭和17年に当時、B市C区にあったA事業所に入社したが、同事業所は19年の年末頃に空襲で焼け、D郡E町に工場が疎開し、そこで終戦の玉音放送を聞き、終戦の月末まで勤務して、皆と一緒に辞めた。

A事業所に勤務した期間の記録が無いのは納得がいかないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳索引票から、申立人がA事業所において昭和17年1月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人の労働者年金保険被保険者台帳記号番号の前後の被保険者を厚生年金保険被保険者台帳で確認したところ、申立期間に事業所名が同事業所と記載がある者について、申立人が記憶している複数の同僚の姓及び名が確認できることなどから判断すると、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたものと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A事業所において昭和17年1月1日に被保険者資格を取得し、同年6月1日に標準報酬月額の改定の記録が確認できるものの、資格喪失日の記載が無く、「終戦による自然喪失、21.4.1 現在の名簿になし」のスタンプが押されている。

さらに、事業所名簿によると、A事業所は申立期間当時に労働者年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、申立期間に係る労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿は確認できず、保険出張所(当時)

の年金記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

加えて、申立人は、「終戦の玉音放送をA事業所の工場で聞いた。それまで残っていた10人ぐらいは、終戦の月末まで勤務し、皆が一緒に辞めた。」と主張しており、申立人の被保険者番号の前後の被保険者を厚生年金保険被保険者台帳で確認したところ、申立期間に事業所名がA事業所と記載がある同僚が9人確認でき、全員の当該台帳に、申立人と同様に資格喪失日の記載は無く、前記と同様のスタンプが確認できるが、そのうち1人の当該台帳については、スタンプを「×」で取り消し、資格喪失日を昭和20年9月1日に訂正された記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年1月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出（労働者年金保険法は、同年1月1日から同年5月31日までが準備期間となり、保険料徴収については同年6月1日から行われたため、準備期間中に資格取得手続が行われても労働者年金保険被保険者資格は同年6月1日からとなる。）を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私がA社本社から同社のB支店に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に被保険者でない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された厚生年金被保険者台帳及び同社の回答並びに申立人と同時期に同社本社から同社B支店に異動した複数の同僚の回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和44年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年7月11日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成6年5月及び同年6月の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年9月2日まで

私は、平成6年9月までA社に勤務していたが、資格喪失日が同年5月31日となっており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年5月31日から同年7月11日までについて、オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年7月11日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月1日より後の同年11月11日付けで同年5月31日に遡って訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人がA社に平成4年6月3日から6年7月10日まで継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人を除く9人についても、厚生年金保険被保険者資格喪失日又は定時決定に係る記録が申立人と同日の平成6年11月11日付けで遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正処理前の同年7月11日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成6年5月及び同年6月の標準報酬月額について

は、訂正前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年7月11日から同年9月2日までについて、上述のとおり、雇用保険の記録によると、申立人のA社の離職日は同年7月10日であり、当該期間に申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

また、複数の同僚に確認しても、申立人が当該期間にA社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、A社は既に解散しており、当時の代表取締役は、資料を保管していないとしていることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月21日から同年4月1日まで

私はA社に昭和42年3月に入社し、平成23年4月に退職するまで継続して勤務していた。途中で転勤はあったが、辞めたことは無い。申立期間の記録が無いことに納得できない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び同社の回答並びに同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社における雇用保険の記録から、昭和45年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は17万9,000円、申立期間③は30万円、申立期間④は25万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②から⑥までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 30 日から 21 年 1 月 1 日まで
② 平成 18 年 8 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 8 月 10 日
⑤ 平成 20 年 8 月 8 日
⑥ 平成 20 年 12 月 26 日

私は、平成20年12月末日をもってA社を退職したが、申立期間①の被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

私の年金記録を確認したところ、申立期間②から⑥までに係る賞与の記録

が漏れていた。賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社から提出された所得税源泉徴収簿及び徴収・還付税額一覧表により、申立人が平成20年12月31日まで同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の所得税源泉徴収簿及び所得税徴収・還付税額一覧表において確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成20年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑥までについて、A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿から判断すると、申立期間②は17万9,000円、申立期間③は30万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②から④までについて、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、申立期間⑤及び⑥について、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8297

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 10 日
② 平成 20 年 12 月 26 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間①及び②に係る賞与の記録が漏れていた。賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①について、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間②について、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は17万9,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①から③までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 15 日
③ 平成 19 年 8 月 10 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間①から③までに係る賞与の記録が漏れていたが、賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿から判断すると、申立期間①は17万9,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から③までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は20万円、申立期間③は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①から③までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 10 日
② 平成 20 年 8 月 8 日
③ 平成 20 年 12 月 26 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間①から③までに係る賞与の記録が漏れていたが、賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、その主張する標準賞与額（申立期間①は10万円、申立期間②は20万円、申立期間③は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①について、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事

務所（当時）に提出しておらず、申立期間②及び③について、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年7月までの期間及び55年10月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から52年7月まで
② 昭和55年10月から56年9月まで

申立期間①当時、母親から、A町役場の職員が自宅に国民年金保険料を集金に来るので、納付しないわけにはいかないと聞いていた。私の保険料は、母親が母親の分と一緒に集金により納付したり、私か母親が、同町役場で納付したこともあった。役場で納付したときは、台帳があつて、そこに「済」のゴム印を押してもらった記憶がある。

申立期間②当時は、B市に居住していた。その頃の国民年金保険料納付の記憶ははっきりしないが、私自身が納付していたので申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続並びに申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶は明確でない上、申立期間①において一緒に保険料を納付していたとする母親は、既に亡くなっていることから、申立期間における加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、B市の国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）、国民年金被保険者台帳、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年1月頃に払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を20歳到達時（50年*月、後に厚生年金保険被保険者期間が判明し同年7月に訂正）とする事務処理が行

われたものとみられる。この加入手続時期（57年1月）を基準とすると、申立人は、申立期間当時は、国民年金に未加入であった上、申立期間①の国民年金保険料については既に2年の時効が成立しており、申立人及びその母親は、申立期間①の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、母親も一緒に申立期間①の国民年金保険料を納付していたこともあるとしているところ、オンライン記録において、申立期間①に係る母親の保険料は納付済みとされていることが確認できる。しかしながら、母親は、昭和45年2月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①当時、国民年金に未加入であった申立人と状況が異なることから、申立期間①に係る母親の保険料が納付済みであることをもって、申立人の保険料についても納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、前述の加入手続時期（昭和57年1月）において、申立人は、申立期間②のうち、55年10月から56年3月までの国民年金保険料は過年度保険料として、同年4月から同年9月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であり、オンライン記録によると、申立期間②直後の同年10月から60年1月までの40か月の免除承認期間の保険料は追納制度を利用して納付されていることが確認できる。しかしながら、i) 申立人が、申立期間①及び②において居住していたとするA町及びB市共に、申立人の国民年金被保険者名簿は残存していないものの、申立人が同年2月から居住していたとするC町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立期間②の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致するほか、申立人はB市での保険料納付については覚えが無いとしていること、ii) 申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は、前述の免除承認期間の保険料を追納した記憶のみであるとしていること、iii) 申請免除の承認は、免除の申請があった日の属する月前における直近の基準月からとされており、前述の加入手続時期（57年1月）において、申立期間②の保険料は遡って免除承認を受けることができず、追納の対象とすることもできなかつたことから、申立人が申立期間②の保険料を納付した形跡は見当たらない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から63年4月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入して国民年金保険料を納付するものだと思っていたので、自宅に送付されてきていた納付書で20歳の誕生月から金融機関で保険料を納付していた。領収書は手元に残っていないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続については、自分で加入手続を行ったと思うが余り覚えていないとしており、加入手続についての記憶は明確ではなく、その状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年6月に遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、申立人に対しては、申立期間の国民年金保険料に係る納付書が送付されていなかったものとみられ、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時から居住しているA市の国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録と同様、申立人が申立期間において被保険者資格を取得していたとする記載は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入とされており、国民年金保険料が納付されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（石川）国民年金 事案 3686

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年3月までの期間及び平成4年7月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から51年3月まで
② 平成4年7月から8年3月まで

申立期間①については、当時、私の住民票は、A町とB市C区の2か所にあったので、A町では、母親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。同時に、私自身もB市C区で加入手続きを行い、20歳から保険料を口座振替で納付していた。

申立期間②については、D市に居住していた時に、町内会の役員から「町内会に手数料が入ってくるので、町内会の集金により国民年金保険料を払ってほしい。」と頼まれたので、それからは毎月、集金に来ていた町内会の人に納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されており、1回目は昭和48年3月頃に、2回目は52年11月頃に、いずれもD市において資格取得日を20歳到達日の48年*月*日として払い出されている。また、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿によると、これらの国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格が60歳到達時まで喪失された記録は確認できないことから、申立人は申立期間①及び②において国民年金被保険者であり、国民年金保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、自身が20歳の頃に、母親がA町で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたとし、同時に、自身もB市C区で加入手続きを行い、20歳から保険料を口座振替で納付していたとしているものの、前述のD市において払い出された二つの国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続きは同市において行われた

ものと推認され、申立人の主張とは相違する上、申立人によれば、母親は、申立人の国民年金加入手続及び申立期間①の保険料納付については覚えていないとしており、申立人自身も加入手続場所、納付金額及び口座振替を行っていた金融機関などについて覚えていないことから、申立人の加入手続及び申立期間①の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の当該二つの国民年金手帳記号番号に係るD市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間①の国民年金保険料は未納とされているほか、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間①当時、昭和50年1月からA町、同年9月からB市C区に住所地があったことが確認できるところ、A町の国民年金被保険者名簿においては、申立期間①の保険料は未納とされており、紙台帳検索システムでは、B市C区において申立人が国民年金に加入していた形跡は確認できず、申立人及びその母親が申立期間①の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、D市において町内会の集金人に毎月、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間②の保険料の納付金額について覚えておらず、納付後に領収書を受け取ったかどうか覚えていないとしていることから、申立期間②に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

加えて、申立期間②について、i) D市の国民年金被保険者名簿及び同市が保管する国民年金納付記録においても、申立期間②の国民年金保険料は未納とされていること、ii) オンライン記録において、申立期間②に係る納付記録が訂正された形跡は見当たらないこと、iii) 同市によると、「納付書は、納付組織に被保険者分をまとめて送付し、納付組織の代表が集金してきた保険料を納付書と共に金融機関に納め、その領収書を被保険者に返していた。」としているところ、申立人の主張どおり申立期間②の保険料を毎月納付していたとするならば、納付組織が45回の保険料納付に係る事務処理を行っていたこととなるが、その全てにわたって記録漏れ、記録誤りが生じる可能性及び特定の被保険者に係る記録のみが欠落する可能性は低いと考えられること、iv) 納付組織を通じて保険料の納付が行われなかった場合、通常、社会保険事務所（当時）から納付督促の納付書が送付されるところ、申立人に納付書が届かなかったことがうかがえる特段の事情は無く、長期にわたって未納に気付かなかったとする申立内容は不自然であることから、申立人が申立期間②の保険料を納付していたとまでは推認できない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3687

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から40年3月まで

私は、昭和38年3月からA市B区の事業所に住み込みで勤務していた。同年8月頃に、事業所に来ていた国民年金保険料の集金人に国民年金の加入手続きを行い、保険料は、3か月ごとに集金人に納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月頃に、事業所に来ていた国民年金保険料の集金人に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料は、3か月ごとに集金人に納付していたとしている。しかし、国民年金受付処理簿、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年7月頃に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、申立人が20歳に到達した38年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、前述の加入手続き時期（昭和40年7月頃）において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であったものの、i) 申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしていること、ii) A市B区では、集金人は過年度保険料を収納することはできなかつたこと、iii) 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、申立期間の保険料が過年度保険料として納付された形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を過年度保険料として納付したとまでは推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月
② 平成 17 年 12 月
③ 平成 18 年 6 月

申立期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人の給与等の振込先であったA金融機関から提出された取引明細には、当該期間に係る賞与がB社から振り込まれた記録が無い上、同社は、「当時、申立人は顧問であり、賞与は支給していないと思う。」と回答している。

また、平成17年分及び18年分の源泉徴収票に記載された社会保険料額は、B社から提出された賃金台帳(17年1月から18年12月までの期間における給与の記録)において確認できる社会保険料の合計額に同年12月の賞与に係るオンライン記録から算出される社会保険料額を加えた額と一致しており、申立期間①から③までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 28 日から 10 年 5 月 30 日まで
申立期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A社が加入していたB厚生年金基金の申立人の中脱記録照会（回答）及び申立人の雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、A社の事業主は、資料は全て処分している旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、申立人の回答、当時のA社の事業主及び同僚の証言により、申立人は、申立期間について、同社において給与計算、社会保険事務を担当していたことが認められるところ、申立人は、「A社が倒産した時に持ってきた書類の中に、社会保険事務所（当時）から返送された私の被保険者資格に係る資格取得届があった。資格取得届を再提出しなかった理由については覚えていない。」と回答し、申立人自身が申立てに係る『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届』（以下「資格取得届」という。）の正及び副並びに社会保険事務所から当該資格取得届が返送された際に添付された『ふせん』等を保管しており、これらの資料から当該資格取得届は、平成 9 年 10 月 30 日に社会保険事務所に提出されたものの、事業主印の不備により同社に返送されたことが確認できることから、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当初から記録されていなかったことが推認できる上、申立人が当該社会保険事務所に参与していたこ

とが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月
申立期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人の給与等の振込先であったA金融機関から提出された「要求払預金取引明細表兼残高一覧表」には、当該期間に係る賞与がB社から振り込まれた記録が無い。

また、B社は、「正社員の記録が残っているが、申立人の記録は残っていないので、申立期間当時、申立人は臨時雇用者だったことが考えられる。臨時雇用者は、当人の評価等により賞与の支給を決定していたと思うが、資料が無いため、申立人に賞与を支給したかどうかは不明である。」と回答しており、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月17日から35年12月18日まで
② 昭和35年12月23日から36年4月26日まで
③ 昭和36年5月2日から39年3月11日まで

今回、日本年金機構からA社における厚生年金保険被保険者記録が見付かったと連絡があった。その際、B社、C社D工場及びE社F工場の記録が脱退手当金として支給済みであると言われたが、当時、脱退手当金の制度があることを知らない上、脱退手当金を受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人がB社を退職した約3か月半後の昭和39年6月23日に重複整理の手続がとられたことが申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年6月29日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、脱退手当金支給整理簿において、申立期間に係る脱退手当金の裁定請求に関する記載が確認でき、裁定年月日の昭和39年6月19日の10日後には脱退手当金が支給決定されているほか、当該整理簿の受付番号(*)は、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている番号と一致しており、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで
② 昭和 42 年 5 月 7 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録については、脱退手当金が支給された記録になっている。

しかし、当時、脱退手当金という制度を知らず、請求をした記憶も、受け取った記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示及び脱退手当金の支給額（1万3,171円）並びに同社及びB社における被保険者期間を合算した月数（41か月）が記されているとともに、当該支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年9月1日から約2か月半後の同年11月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 51 年 4 月 21 日まで

私は、平成 24 年 2 月に年金事務所で厚生年金保険の記録を確認し、初めて A 社及び B 社に係る脱退手当金を支給されていることを知った。

しかし、B 社の脱退手当金については、手続して支給された記憶はあるが、A 社については、退職金は同社からもらったものの、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求関係書類により、申立人は昭和 51 年 4 月 24 日に A 社及び B 社の被保険者期間に係る脱退手当金の裁定請求を行い、その際、厚生年金保険被保険者証の添付不備があったため、同年 5 月 6 日に脱退手当金裁定請求書が受理されたことが確認できる。

また、当該脱退手当金裁定請求書によると、昭和 51 年 7 月 16 日に支給決定し、隔地払により支払を行ったことが確認できるとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が受給を認めている B 社の厚生年金保険の被保険者期間は 16 か月であり、その期間のみでは、申立期間当時の受給要件を満たさないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 17 日から 30 年 8 月 9 日まで
私が、脱退手当金の制度を知ったのは1、2年前であり、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年8月9日の前後2年以内に資格を喪失した女性39人のうち、脱退手当金の受給要件を満たした35人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め30人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち29人について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「A社B工場で脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年9月17日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金を支給したとする記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 10 日から 39 年 3 月 26 日まで

夫の年金の裁定請求時に社会保険事務所（当時）から、「あなたの年金はそのまま残っているので、年金を支給される時になれば加算される。」と言われたが、年金を受給する際に、A社の年金記録については、脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。同社を辞めた後、一度も同社へ行ったことは無く、脱退手当金を受給したことも無いのに、受給した記録となっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。